

**農地等利用最適化推進施策に関する
意見書**

令和 7 年 10 月

砂川市農業委員会

農業は、米や野菜などの食料を生産する国の根幹産業であるとともに、農地や自然環境の保全、良好な景観の形成、さらには災害防止など、多面的機能を有しています。

しかし、今日の我が国の農業・農村を取り巻く環境は依然として厳しく、国際情勢の不安定化に伴う肥料・飼料・燃料などの生産資材価格の高騰や高止まり、農業所得の減少、担い手や労働力の不足、有害鳥獣による農作物被害の拡大、遊休農地の増加など、さまざまな課題が山積しています。さらに、台風や地震、暴風に加え、近年は高温や少雨などの異常気象が頻発しており、農畜産物の収量や品質の低下、農業用施設の損壊など、深刻な被害も生じています。

こうした中、国際的な食料需給変動による食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境変動への対応、海外市場の拡大の動きなどを見据え、令和6年5月29日に「食料・農業・農村基本法」の改正法が成立しました。同法は、我が国の食料政策や農業・農村の将来像を示す基本的な枠組みを定め、食料の安定供給、農業の持続発展、農村の振興を目的としています。が、砂川市の農業を取り巻く環境は、依然として多くの課題を抱えており、農業者の将来の経営に大きな不安を与えています。

特に、少子高齢化と人口減少の進行により、農業従事者の減少は一層深刻化しています。その結果、経営資源や技術の継承が難しくなり、生産基盤の脆弱化が懸念されます。砂川市においても、後継者がいないまま離農する農家が年々増加し、多くの耕作放棄地の拡大が危惧されています。このため、砂川市農業再生協議会をはじめとする農業関係機関が、新規参入者の確保や支援に一層取り組む必要があります。

このような中、当農業委員会は、担い手への農地集積・集約化や遊休農地の解消・発生防止などを進めるとともに、生産者団体や関係機関と連携し、砂川市の農業振興と生産者の健全経営の確立に努め、農業・農村の持続的発展を目指しています。

砂川市におかれましては、農業行政をより一層充実されますよう、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

砂川市農業委員会 会長 関 尾 一 史

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1. 担い手への農地集積の促進

食料の安定供給や美しい農村景観の保全、災害防止機能など、農業・農村が担う多面的機能を維持し、市内の基幹産業である農業が持続的に発展するためには、担い手への農地流動化を促進し、農業経営の効率化を図るとともに、農地の維持・保全に努める必要があります。

しかし、高齢化や後継者不足により担い手は減少傾向にあり、区画狭小など作業効率の低い農地は敬遠され、国の施策である「農地中間管理事業」も農地の受け手への支援が不十分であり、新たな耕作放棄地の発生・増加は差し迫った課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域での話し合いを進め、農地の受け手と出し手を明確化するなどにより、引き続き「地域計画」の実現を図るとともに、次代を担う担い手へ農地集積を加速させるための環境整備や農地集積における新たな支援策についても併せて検討をお願いします。

2. 新規参入者の促進

農業者の高齢化により担い手が減少する中、新たな農業の担い手となる新規参入者の獲得は農地を維持・保全する上で重要な施策の一つです。

現在、新規参入者の受け入れは、市農政課、農業委員会、市内の指導農業士及び関係機関で構成する「砂川市農業担い手育成センター」において受入支援等を実施しており、平成 30 年度からは「地域おこし協力隊」制度を活用した農業研修生の育成や「北海道新規就農フェア」参加による市内農業の P R、新規就農施策の情報提供等が行われてきました。

今後においても、これまでの取り組みを継続するとともに、農業後継者以外の新規就農者は経営開始に係る初期投資資金の確保が難しいことから、就農に伴う農地・施設・機械等の取得にかかる支援の拡充、また親の農業経営を継承し農業後継者となる新規学卒就農者及びUターン就農者に対する支援、地域おこし協力隊や研修生を受け入れる農家に対する支援、国等に対する要請をお願いします。

3. 農地基盤整備の推進

担い手への農地集積が課題となっている中、担い手が拡大する経営地で効率的に作業するためには、機械の大型化やスマート農業の導入に対応する区画拡大、多様な作物生産に対応するための暗渠排水の整備など、農地基盤整備が不可欠です。

特に、西豊沼地区における基盤整備事業の実施にあたっては、引き続き推進協議会を中心に地域の農業者と十分に協議を重ねた上で事業を推進していただくようお願いします。近年は、原材料費の高騰等により、一人当たりの負担が非常に大きくなっているため、北海道事業の活用に加え、市単独での支援もお願いします。また、地域によっては暗渠排水整備などの小規模基盤整備も必要であるため、市の事業補助の創設や中間管理事業を活用した基盤整備も同時に検討をお願いします。

さらに、袋地地区における灌水事業につきましても、継続して関係機関との連携等をお願いします。

4. スマート農業の推進

高齢化による農業者の減少や労働者不足が深刻化しており、今後、担い手の経営規模拡大に支障をきたすことが懸念され、農作業における省力化、軽労化が課題となっています。こうした状況の中、ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術やクラウドシステムをはじめとするICTの活用により、農作業の効率化や高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」が注目されています。

スマート農業の実現により、担い手の経営規模拡大が容易となるとともに、労働時間にゆとりが生じ、新商品開発や販路拡大等による6次産業化を積極的に展開することも期待されます。

砂川市でも一定の補助金制度が設けられてきましたが、引き続き調査・研究を進め、農業者への情報提供などスマート農業に対する関心の醸成を図るとともに、スマート農業への取り組みに対する支援の検討をお願いします。

5. 鳥獣被害防止対策の推進・強化

中山間地域のみならず、市内全域でエゾシカやアライグマ等の出没が確認されており、有害鳥獣による農業被害は増加傾向にあります。これらの被害は、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の発生、担い手への農地集積が進まないなどの一因ともなっています。また、近年はヒグマの出没が多発しており、特に本年度は例年を大きく上回る件数となっていることから、農業被害のみならず、私たち農業者の生命の安全さえ脅かされています。

これまでも砂川市では、アライグマ用箱わなの貸与や平成 21 年度からは鳥獣被害防止総合対策事業による電気柵の設置など、被害防止策が進められてきましたが、引き続き効果的な被害防止策を実施するとともに出没したヒグマについては積極的な駆除をしてください。また、狩猟免許取得者の負担軽減、若返りのための支援及び有害鳥獣駆除の担い手である猟友会への継続的な支援についても引き続きお願いします。

6. 農業委員会委員の任命

平成 28 年 4 月の改正農業委員会法施行により、農業委員の選出方法は、選挙制・選任制の併用から「市町村長の任命制」へとなりました。砂川市農業委員会の現委員は、令和 5 年 7 月 20 日に任命され、令和 8 年 7 月 19 日をもって 3 年間の任期が満了しますので、次期委員の任命手続きを進めていただきますようお願いいたします。

7. その他

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、不安定な国際情勢や日本の円安等の影響により、化学肥料や生産資材が高騰し、農業経営に大きな負担となっています。さらに、気候変動による高温や少雨の影響も大きく、作物の生育や品質への影響が懸念されることから、必要な対策を講じていただくようお願いします。

また、砂川市の基幹作物であるトマト、ミニトマトの生産現場を中心にパート従業員等含む労働力不足が深刻化しており、規模縮小を余儀なくされている状況です。農協では「無料職業紹介事業」や「1日農業バイトデイワーク」等に取り組んでいますが、それでも労働力の確保が追いついていません。今後は、砂川市や関係機関が一体となり、農家の負担を軽減できるよう、他業種との連携や人材派遣事業などの新たな雇用システムの構築など、柔軟な対応をお願いします。

さらに、農作物の盗難被害も発生しており、生産者の不安が高まっています。こうした被害を未然に防止するための対策についても、併せてご検討をお願いします。

最後に、農業者にとって、国・道・市などの補助・融資制度は農業経営を継続する上で極めて重要であるため、引き続き制度の充実と対象者への周知徹底をお願いします。